

瀬戸内市監査委員公表第6号

令和元年度財政援助団体等監査結果報告に基づく措置状況の公表について

令和元年度財政援助団体等監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が瀬戸内市長等からあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年12月24日

瀬戸内市監査委員 小 野 和 倫

瀬戸内市監査委員 小 野 田 光

| 所管部署 | 文化観光部文化観光課 |
|---|--|
| 意見（要望事項） | 措置の内容 |
| <p>陶芸の里が市に提出した30年度の事業報告書を見ると、施設の利用状況、使用料又は利用に係る料金の収入の実績等については記載されているものの、指定管理条例に定められている施設の管理業務の実施状況については、十分な記載とはなっていないかった。</p> <p>市は、指定管理者に対し、施設の管理業務が適切に実施されていることが確認できる事業報告書とするよう指導するとともに、併せて、職員用のマニュアルやチェックリストなどを策定し、定期的な確認、評価を行うことなどについても検討する必要があると認められる。</p> | <p>報告書の記載に関する指摘については、月次報告の様式と同様の様式で年間の事業実施報告を求めることとし、施設の管理業務の実施状況を確認できるように措置を行った。</p> <p>職員用のマニュアル等については、月次報告に準じる形で報告を求めることとしたため特段定めていないが、指定管理業務が適切に行われていることが確認できる報告となるよう指定管理者の職員に対して必要に応じて指導を行っている。</p> |

| 所管部署 | 教育委員会社会教育課 |
|---|---|
| 意見（要望事項） | 措置の内容 |
| <p>体育協会の正職員及びパート職員（以下これらを「職員」という。）の賃金について確認したところ、令和元年10月の岡山県最低賃金額の改正により、一部の職員の賃金が岡山県最低賃金額以下となり、直ちに引き上げられたなどの状況が見受けられた。</p> <p>市は、施設管理の効率化等を求めるのみではなく、指定管理者における労働法令の順守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう留意しておく必要がある。</p> | <p>本意見を踏まえ、令和3年度当初予算において、「スポーツ公園等指定管理料」の増額要求を行った。</p> <p>（参考）</p> <p>令和2年度 44,518千円 令和3年度 44,596千円 78千円の増額</p> <p>引き続き瀬戸内市体育協会と協議を行いながら、労働法令等の遵守に留意した運用を行う。</p> |